

## はじめに

2010年 プレジデントミッション発表

ミッション8 「リーグ戦の推進と協議会の整備・充実」

多くのプレーヤーが、それぞれの年代・レベル別に応じた環境で、年間を通じてプレー機会が提供される様、「Players First」を念頭におき競技会の整備に努める。また、主として2・3種年代において積極的に推進してきた「都道府県リーグ」等を通じて、日本におけるリーグ戦文化の更なる浸透を目指す。

### 2010年度業務目標

- ・「高校生／中学生年代の地域／都道府県リーグ」の取り組みをサポートする。また、地域／都道府県ユースダイレクターや担当者と協働し、各地域の実情を踏まえた上で地域性に合わせたリーグ戦を推進し、全都道府県での実施を目指す。
- ・2009年度に立ち上げた「小学生年代における日常の生活圏内でのリーグ戦」の都道府県への定着を図る。引き続き、小学生年代リーグの運用上の問題点を抽出し、支援制度内容の改善を行う。
- ・関連部署と連携し、各年代のプレーヤーがレベルに応じた環境でプレーできるよう、引き続きリーグ環境の整備を行う。

山梨県サッカー協会4種委員会として、このミッションにどう向かっていくのか。その一つの答えとして、これまでの山梨県4種公式戦である春と秋のトーナメントに変え、「山梨県4種U-12リーグ」を提案します。

しかし、すでに多くの大会・試合が4種年代の子どもにはあります。それら従来の大会を4種委員会は否定するつもりも、取りつぶしていくわけでもありません。

それぞれの大会・試合には歴史があり、これまでに多くの諸先輩方のご苦勞によって、今日があると理解しています。それらを尊重しながらも、4種委員会としては日本サッカー協会に所属している以上、このミッションを遂行していかなければならないのです。

なぜリーグ戦の推進がミッションに入っているのでしょうか。この答えを考えることが、山梨県4種リーグ実施の理由になると考えます。

日本のスポーツには「負けたら終わり」というトーナメント方式の大会が沢山あります。サッカー協会の公式大会においても、トーナメント方式が中心でした。この方式のどこに問題があるのでしょうか。例えば80チームが参加する大会では、全部で79試合行われ、日程は4日間程度で終わることができます。

サッカーの試合を行う環境（会場）が少ない場合は、この方式がベストでしょう。しかし、このやり方では半数の40チームは1試合しかできません。優勝までに7連勝が必要ですが、3回戦まで進めるチームはわずか16チームにとどまります。これは全参加チームの20%にしか過ぎません。

トーナメント方式は「優勝」を決めるにはふさわしい方式ではありますが、多くのチームから成り立つ4種委員会としては、登録チームに対してできるだけ公平に機会の提供を行わなくてはならないため、運営をトーナメント中心で進めるには、無理があると認めざるを得ません。半数の40チームが大会の1日しか係われない現状では、サッカー協会に所属するメリットが少なすぎます。日本サッカー協会が標榜する「サッカーファミリー」の拡大という観点で考えた場合、リーグ戦の導入は大きなメリットになることも確信しております。

次にリーグ戦の良さを考えます。サッカーの中心であるヨーロッパでは昔からリーグ戦が行われてきました。

週末には子どもの試合に大きな声で声援を送り、勝っても負けても親子でサッカーについて会話をし、また翌週グラウンドに来る。ヨーロッパではどこにでもある風景こそ、我々が目指しているものではないでしょうか。

トーナメント方式はノックアウト方式ともよばれるように、負けることで全てが否定され、競技の場から退場させられることにつながります。また、勝つことが全てに勝つという考えにもなりがちです。

一方、リーグ戦では負けても、「次」があります。負ければ退場のトーナメントでは出場させたくても出来ない子も、十分機会を与えることができます。そして、負けて見えるものや、感じる事、それらを糧に「次」へつなげていくという教育的なサイクルが確立されやすくなります。子どもの教育には「トライ&エラー」はとても重要であり、これを繰り返しながら子どもは成長していくのではないのでしょうか。

負けたものを排斥するのではなく、勝ったり負けたりしながらも相手チームとの交流を深めつつスポーツを長く楽しむことができるリーグ戦こそ、成長過程にある4種年代にふさわしい大会運営だと思います。

リーグ戦を導入するにあたって、従来行われている協会主催以外の大会との関連や、環境の整備など課題は沢山あります。この解決にはもう少し時間がかかるかもしれません。春・秋の大会期間をリーグ戦の期間としても、それだけでは本当のリーグ戦とは言えないかもしれません。

しかし、山梨県4種委員会では平成23年度から全チームの参加でスタートしようと思います。近年の少子化や家庭環境の多様化により、4種委員会をとりまく環境も大きく変わってきています。最初から完璧にとはいかないですが、全チームに共通認識を持っていただき、リーグ戦の文化をこの山梨に根付かせようと考えています。皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

(社) 山梨県サッカー協会 4種委員長 石原 幸周

## 山梨県4種 U-12 リーグ実施要綱（案）

2010.9.18 提案予定

本要綱は、山梨県サッカー協会4種委員会が行うU-12 リーグの実施に際し、その概要について定める。

### （目的）

第1条 山梨にサッカー文化の創出を図るとともに、日本サッカーの将来を支える選手の育成環境として、トレーニング成果、課題を引き出す機会を提供することを目的として山梨県4種U-12 リーグ（以下「U-12 リーグ」と言う。）を実施する。

### （主催）

第2条 山梨県サッカー協会4種委員会（以下「4種委員会」と言う。）の主催により実施する。

### （事業概要）

第3条 U-12 リーグは、4種委員会公式戦として位置付け、事業実施にあたっては次の事項を考慮のうえ実施する。

- （1）リーグのグループ分けについては、試合会場への移動負担について各チーム事情を配慮するとともに、レベルの設定等によるマンネリ化を予防し、地域間交流のニーズにも可能な限り応えるものとする。
- （2）リーグ戦は、前期、後期に分けて実施し、前期成績によるグループの入れ替えを行うものとする。なお、リーグ戦の目的に鑑み、リーグ戦における全体順位、全体を通じた成績の表彰は行わないものとする。  
ただし、後期リーグ戦のグループ上位チームについては、日産グリーンカップ（山梨県4種選手権大会）へのシード権を得るものとする。
- （3）前期リーグのレベルの設定については、各地域の前年度活動の評価（U-11 時の地域での評価）を基に決定する。
- （4）リーグ戦の前期、後期の実施期間は、各チームの活動、地域の活動を妨げるものではないことから、夏休み、冬休み期間中のリーグ戦開催は行わない。
- （5）リーグ戦の各グループの運営は、グループに参加する全てのチームがU-12 リーググループ実行委員会（以下「実行委員会」と言う。）を組織して、指導者、保護者、選手が協力してこれを行い、特別な事情がない限り完全実施する。
- （6）女子（U-12）チームのリーグ戦への参加は、4種理事会の判断によりこれを認める。
- （7）U-12 リーグの試合は、8人制により実施し、当面の間15-5-15（前後半）の試合時間で実施するほか、8人制のルールを参考に山梨県U-12

リーグ運営要領（以下「運営要領」という。）に定める。

- 2 前項に定めるもののほか、リーグ戦の運営に際し、必要な事項、詳細は運営要領に定める。

（運営委員会）

第4条 4種委員会は、第1条の目的に沿いU-12 リーグ事業を実施するため、山梨県U-12 リーグ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会の委員は、次の者をもって委員とする。

- (1) 4種委員長が指名した4種委員会理事
- (2) 4種事業運営部長
- (3) 4種審判部長
- (4) 4種技術部長
- (5) 4種広報部長
- (6) 地区より選任された者

- 3 運営委員会は、次の事項を管理する。

- (1) 運営要領のほか、U-12 リーグの実施に際し必要な規格の検討
- (2) 運営要領に基づく運営方針の周知
- (3) 前期グループの組み分け
- (4) 前期結果の把握と後期グループの組み分け
- (5) U-12 リーグ各グループの実行委員会に関する監督、指導
- (6) その他

（グループ運営）

第5条 第3条第1項（5）の実行委員会は、各グループの主体性を尊重するとともに、前条による運営委員会を上位委員会として、連携と指導のもと自立してグループリーグの運営にあたる。

- 2 実行委員会に次の役職を置く。

- (1) グループリーダー

グループリーダーは、グループを統括し、実行委員会の座長となる。

- (2) グループ事務局

グループ事務局は、グループリーグの運営を記録し、必要に応じて運営委員会、4種理事会に結果、問題を報告する。

（実施期間）

第6条 U-12 リーグの前期、後期実施期間は次のとおりとする。

- (1) 前期リーグは、4月1日より7月31日までの間に実施する。
- (2) 後期リーグは、10月1日より12月31日までの間に実施する。

- 2 U-12 リーグの実施日については各グループの実行委員会において決定し、事前に実施予定を公開するとともに、実施日の変更調整等は各グループで行

う。

(会場確保)

第7条 U-12 リーグを実施するピッチの確保については、各グループ実行委員会の責任で行う。

2 4種委員会は、各グループで実施するU-12 リーグについて、会場情報の提供を行うとともに、必要に応じて会場を確保し、各グループの求めに応じて提供できるよう努める。

(附則)

第8条 本要綱は、平成22年9月18日より適用し、U-12 リーグの実施は平成23年度より行うものとする。

4種U-12リーグ実施への取り組み(案)

日程	内容	検討委員会	運営委員会	4種理事会	総会(評議員会)	地域
2010. 8月	U12リーグ実施に向けた検討・提案	○				
	提案内容の検討・方針決定・評議員会提案			◎		
9月 日	提案内容の協議・承認				●	
9月	運営委員会設置		■			
	H23に向けた各チーム評価、レベル確認					▼
10月	実施に必要なレギュレーション・ルールの検討		■			
	前期グループ分けの案の検討		■			
	検討内容、経過の確認・公表			◎		
11月	前期グループ分けの案の検討		■			
	グループ運営の基準(マニュアル)検討		■			
	検討内容、経過の確認・公表			◎		↓
12月	各地区での新年度チーム確認					▼
	グループレベル設定の基準検討		■			
	検討内容、経過の確認・公表			◎		
23:1月	各地区での新年度チームレベル区分の確定					▼
	レベル設定・グループ分けの検討		■			
2月	グループ公表・グループ実行委員会設置	実行委員会		◎		
	運営体制協議、会場確保	◆				
	検討内容、経過の確認・公表		■	◎		
3月	グループリーグ実施方法、日程等の検討	◆				
	検討内容、経過の確認・公表		■	◎		
4月	実施計画の公表				◎	
	グループリーグ開催、結果報告	◆				
	実施結果の公表		■	◎		
5月	グループリーグ開催、結果報告	◆				

# 4種 U-12リーグの実施イメージ

